備考

一　この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。

二　特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

三　各学年においては、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数から、文部科学大臣が別に定めるところにより義務教育学校、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程を編成するために特に必要な教科等（別表第二の三において「小中一貫教科等」という。）の授業時数に充てることができる。

別表第二の三（第七十四条の三、第七十九条の五第二項、第七十九条の十二関係）

区分		第七学年	第八学年	第九学年
各教科の授業時数	国語	一四〇	一四〇	一〇五
	社会	一〇五	一〇五	一四〇
	数学	一四〇	一〇五	一四〇
	理科	一〇五	一四〇	一四〇
	音楽	四五	三五	三五
	美術	四五	三五	三五
	保健体育	一〇五	一〇五	一〇五
	技術・家庭	七〇	七〇	三五
	外国語	一四〇	一四〇	一四〇
道徳の授業時数		三五	三五	三五
総合的な学習の時間の授業時数		五〇	七〇	七〇
特別活動の授業時数		三五	三五	三五
総授業時数		一〇一五	一〇一五	一〇一五

備考

一　この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。

二　特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領（第七十九条の六第二項において準用する場合を含む。）で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

三　各学年においては、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数から、文部科学大臣が別に定めるところにより小中一貫教科等の授業時数に充てることができる。

（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和三十三年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「小学校」の下に「及び義務教育学校」を加え、「に、新築又は増築を行なう」を「に、新築又は増築を行う」に改め、同項第一号及び第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、「三で」の下に「、義務教育学校にあつては〇・六七を乗じて得た数を九で」を加え、同条第三項中「小学校」の下に「及び義務教育学校」を加え、「、新築又は増築を行なう」を「、新築又は増築を行う」に改め、同項各号中「行なう」を「行う」に改める。

（教育映像等審査規程の一部改正）

第三条　教育映像等審査規程（昭和二十九年文部省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「低学年」の下に「（義務教育学校の第一学年及び第二学年を含む。）」を、「中学年」の下に「（義務教育学校の第三学年及び第四学年を含む。）」を、「高学年」の下に「（義務教育学校の第五学年及び第六学年を含む。）」を、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

（理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部改正）

第四条　理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（昭和二十九年文部省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

別表第十及び別表第十五中「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

（学校保健安全法施行規則の一部改正）

第五条　学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号中「小学校（」の下に「義務教育学校の前期課程及び」を加え、同項第二号中「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

第二十五条第一項及び第二項、第二十七条並びに付録中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（へき地教育振興法施行規則の一部改正）

第六条　へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第三項中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

第七条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第十条第一項中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

（就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則の一部改正）

第七条　就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「を卒業した者及び」を「及び義務教育学校を卒業した者並びに」に改める。

（教科用図書検定規則の一部改正）

第八条　教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十九条」の下に「、第四十九条の八」を加える。

第二条中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

（専門職大学院設置基準の一部改正）

第九条　専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

（国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の一部改正）

第十条　国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成十六年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同条第二項の表中「小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加える。

第四条第二項中「、中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同項の表中「小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加える。